

# 大規模小売店舗立地法 届出の手引



平成22年4月  
相模原市

この手引きは、相模原市内において大規模小売店舗を設置、または施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる、大規模小売店舗立地法（大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則などを含む）及び相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく手続きについてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続きは大規模小売店舗立地法に基づき、都道府県・政令指定都市がその運用にあたりますが、各自治体により手続きの細目が異なります。相模原市内において出店される場合には、この手引きをご参照いただき、手続きが円滑に行われるよう、お早めに担当窓口までご相談ください。

## ●大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせ先

### ○相模原市環境経済局経済部商業観光課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-9255

FAX 042-754-1064

E-Mail [shoukan-daiten@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:shoukan-daiten@city.sagamihara.kanagawa.jp)

### ○相模原市大規模小売店舗立地法関連ホームページ

（届出案件の受付状況も掲載しています。）

市ホームページの [産業・ビジネス](#) → [産業情報](#) → [大規模小売店舗立地法情報](#) を  
ご覧ください。

# 目 次

1	用語の解説	1
2	大規模小売店舗立地法のあらまし	
2-1	目的	6
2-2	法の対象となる店舗	6
2-3	届出等が必要な場合	6
2-4	届出手続きについて	7
2-5	手続の流れ	8
3	届出を行うにあたって	
3-1	届出にあたって	12
3-2	報告の徴収	13
4	相模原市で手続を行うにあたって	
4-1	事前相談・協議	14
4-2	届出等に必要な部数	14
4-3	市境店舗	15
4-4	届出等の縦覧	15
4-5	届出等の公告	15
4-6	関係窓口一覧	16
5	事前相談・協議	
5-1	大規模小売店舗計画概要書	17
5-2	大規模小売店舗出店計画説明書	17
5-3	大規模小売店舗出店計画説明書の作成にあたっての留意事項	17
6	届出書類等の記載例	
	出店計画説明書	
	記載例1「新設の届出」	24
7	届出書類等の記載例	
	届出書	
	記載例2「新設の届出」	42
	記載例3「変更の届出（1）設置者等の変更の届出」	47
	記載例4「変更の届出（2）配置や運営方法等の変更の届出」	50
	記載例5「市の意見を踏まえた変更届出」	53

記載例 6 「市の勧告を踏まえた変更届出」	55
記載例 7 「廃止の届出」	57
記載例 8 「承継の届出」	58
記載例 9 「既存店の変更届出」	59
<b>8 届出事項及び届出書類等一覧表</b>	
8-1 届出書一覧表	62
8-2 添付書類一覧表	68
8-3 説明会関連提出書類一覧表	68
8-4 添付図面一覧表	70
<b>9 説明会の開催</b>	
9-1 説明会の開催が必要な場合	73
9-2 説明事項及び基本的な留意事項	73
9-3 開催日時及び開催場所	73
9-4 開催回数	74
9-5 説明会開催計画書の提出	74
9-6 説明会開催予定日時等の公告	75
9-7 説明会実施状況報告書の提出	75
9-8 説明会の特例	75
<b>10 届出書類等の記載例</b>	
説明会関連提出書類	
記載例 10 「説明会開催計画書」	78
記載例 11 「説明会実施状況報告書」	80
記載例 12 「説明会開催免除適用申請書」	82
11 届出様式集	85
12 要綱様式集	95

## 凡 例

- 1 この手引で用いる法令や要綱などの略称は次のとおりです。
  - 法 : 大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号)
  - 政令 : 大規模小売店舗立地法施行令 (平成 10 年政令第 327 号)
  - 省令 : 大規模小売店舗立地法施行規則 (平成 11 年通商産業省令第 62 号)
  - 指針 : 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針  
(平成 17 年経済産業省告示第 85 号)
  - 要綱 : 相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱 (平成 22 年 4 月 1 日制定)
  
- 2 法令や要綱などの条文の示し方は以下の例によります。
  - 法令名 : 上記 1 の略称
  - 条 数 : 1、2、3 . . .
  - 項 数 : ①、②、③ . . .
  - 号 数 : (1)、(2)、(3) . . .

(例) 大規模小売店舗立地法 第 5 条第 1 項第 3 号 →[法 5①(3)]